

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成15年7月1日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成14年度、15年度の奈良県PTA協議会の総会資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成15年7月15日、実施機関は本件開示請求に対応する行政文書として、「平成14年度、15年度の奈良県PTA協議会総会資料(以下「本件行政文書」という。)」を特定した上で、本件行政文書のうち次の「(1)開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「(2)開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

(1) 開示しないことと決定した部分

2001（平成13）年度奈良県PTA協議会役員・委員長名簿のうち

- ・顧問、相談役の氏名、郵便番号、住所
- ・役員の郵便番号、住所（T代表、事務局長、事務局次長を除く）
- ・各委員長の郵便番号、住所

2002（平成14）年度奈良県PTA協議会役員・会計監事のうち

- ・郵便番号、住所、電話番号（幼稚園、小学校、中学校にかかるものを除く）

2002（平成14）年度理事・人推委員・常任委員・代議員名簿一覧表のうち

- ・理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員及び代議員の氏名

2003（平成15）年度奈良県PTA協議会役員・会計監事のうち

- ・郵便番号、住所、電話番号（幼稚園、小学校、中学校にかかるものを除く）

2002（平成14）年度奈良県PTA協議会役員・会計監事・委員長等名簿のうち

- ・相談役の氏名、郵便番号、住所
- ・役員の郵便番号、住所（T代表を除く）
- ・会計監事の郵便番号、住所
- ・各委員長の郵便番号、住所

2003（平成15）年度理事・人推委員・常任委員・代議員名簿一覧表のうち

- ・理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員及び代議員の氏名

2003（平成15）年度奈良県PTA協議会理事名簿のうち
・氏名、郵便番号、住所、電話番号（幼稚園、小学校、中学校にかかるものを除く）
会計監事の印影

(2) 開示しない理由

条例第7条第2号に該当。
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月11日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定のうち次の部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした決定の取消しを求め異議申立てを行った。

2001（平成13）年度奈良県PTA協議会役員・委員長名簿のうち

・顧問、相談役の氏名

2002（平成14）年度理事・人推委員・常任委員・代議員名簿一覧表うち

・理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員、代議員の氏名

2002（平成14）年度奈良県PTA協議会役員・会計監事・委員長等名簿のうち

・相談役の氏名

2003（平成15）年度理事・人推委員・常任委員・代議員名簿一覧表うち

・理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員、代議員の氏名

2003（平成15）年度奈良県PTA協議会理事名簿のうち

・理事の氏名

4 諮問

平成15年9月25日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示部分の開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関の説明によると、公にされているのは広報紙等で掲載の役員及び会計監事名簿だけであるという解釈である。しかし、奈良県PTA協議会総会資料も同様に公

にされていると考えられる。総会資料は出席者に配布され、総会終了後、加入する単位PTAに配布され、会員が希望すれば閲覧に供される。つまり、会員全員に公開されているものである。よって、総会資料に掲載されているすべての氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と考えられる。

今回不開示の理事、各委員及び代議員の氏名は、所属する市町村及び単位PTAの会長等の氏名であり、それらは地元では各所属PTAの総会資料・広報紙等で公にされている。また全国的に見ても、各PTAでホームページを持つものには役員・委員名簿を掲載している例も見受けられる。

顧問・相談役は、慣例として会長経験者や県議会議員などに依頼しているもので、会長経験者は実施機関の理由説明書にあるとおり、すでに公になっていると考えられる氏名であり、県議会議員はその公人としての地位を考慮して依頼されたものである。その意味で、どちらも不開示になる理由にはあたらない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成14年6月15日及び平成15年6月14日に行われた奈良県PTA協議会総会の資料である。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 奈良県PTA協議会について

「奈良県PTA協議会」は、幼稚園、小学校、中学校におけるPTA活動をとおりして本県の社会教育、家庭教育と学校教育との連携を深め、青少年の健全育成や家庭教育や地域社会教育の振興に関する事業などを実施し、地域社会の発展に貢献されている任意の社会教育団体である。

このことについては、社会教育法第10条に「社会教育関係団体」とは、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」とあり、同法第12条では、国及び地方公共団体との関係を「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又は、その事業に干渉を加えてはならない」と規定された任意の社会教育団体である。

(2) 平成13年度奈良県PTA協議会役員・委員長名簿のうち顧問、相談役の氏名及び平成14年度奈良県PTA協議会役員・会計監事・委員長等名簿のうち相談役の氏名について

顧問及び相談役は、必ずしも奈良県PTA協議会会長経験者とはいえず、いわゆる個人情報となるものである。

また、奈良県PTA協議会のホームページや広報紙では、顧問及び相談役の氏名の掲載はなく、会長以下常任委員長等の氏名が掲載されており、会員若しくは関係者を除く一般県民への情報公開の対象としていないと理解する。

よって、顧問及び相談役の氏名は不開示とした。

- (3) 平成14年度理事・人推委員・常任委員・代議員名簿一覧表のうち理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員、代議員の氏名、平成15年度理事・人推委員・常任委員・代議員名簿一覧表のうち理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員、代議員の氏名及び平成15年度奈良県PTA協議会理事名簿のうち理事の氏名について

これらについても、奈良県PTA協議会のホームページでは、理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員及び代議員の氏名は掲載されておらず、会員又は関係者を除く一般県民への情報公開の対象としていないと理解する。

よって、理事、人権教育推進委員、教育問題委員、進路対策委員、広報委員及び代議員の氏名は不開示とした。

- (4) まとめ

以上のとおり、本件不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、本号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかであり、さらに、本号ただし書アの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないことから本号に該当するものであると考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により

又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示部分について、条例第7条第2号に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

本件不開示部分は、個人の氏名そのものであり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるため、条例第7条第2号本文前段に該当する情報である。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは、奈良県情報公開条例解釈運用基準において、「事実上の慣習として公にされ、現に公衆が知り得る状態に置かれている情報」と定義されている。

奈良県PTA協議会においては、ホームページを開設し、会長、副会長、会計監事及び常任委員長の氏名を掲載している。ホームページに掲載された情報は、不特定多数の者が知り得る実態からすると、これらの情報は、現に公衆が知り得る状態に置かれているといえることができる。ただし、奈良県PTA協議会のホームページ上では、本件不開示部分が掲載されている事実は認められなかった。

また、奈良県PTA協議会においては、広報紙を発行しているが、広報紙には公表する目的で本件不開示部分が掲載されている事実は認められなかった。

なお、異議申立人は、本件行政文書は広報紙と同等に公にされている旨意見書等において述べているが、本件行政文書については、総会出席者に配布され、さらに総会終了後加入する単位PTAに配布され会員の希望により閲覧に供されるものの、誰でもが閲覧できるわけではない。

さらに、異議申立人は、全国的にPTA協議会でホームページを持つものには役員・委員長名簿を掲載している例もあることを指摘し、これらの情報はPTA協議会により公にされている、又は公にすることが予定されている情報であるとしている。

しかし、すべてのPTA協議会がホームページを開設しているわけではなく、それぞれが独自の規約を持ち独自に活動していることから、これらの情報は当該情報を管理し、管理することに正当な責任と権限を有するPTA協議会が管理する媒体において公表されている場合に限っては、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえるが、ホームページを持つPTA協議会の中に役員・委員長名簿を掲載している例があることをもって、本件不開示部分が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるということとはできない。

これらのことから、本件行政文書に記載されている役員等の氏名のうち、すでに奈良県PTA協議会のホームページに掲載されている以外の本件不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできず、

本号ただし書アに該当する情報ではない。

また、本件不開示部分が本号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

さらに、異議申立人は、顧問及び相談役は、慣例として会長経験者や県議会議員などに依頼しているもので、県議会議員はその公人としての地位を考慮して依頼されたものであるから不開示理由にはあたらないと述べている。しかし、奈良県PTA協議会規約においては、顧問及び相談役を県議会議員に委嘱するとの規定はなく、本件行政文書にも顧問及び相談役が県議会議員であるとの記載は認められない。

したがって、顧問及び相談役が県議会議員であったとしても、県議会議員の立場で顧問及び相談役に就任しているとは認められず、異議申立人の主張は失当である。

(3) まとめ

したがって、本件不開示部分は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

5 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 9月25日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成15年11月21日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成16年 1月22日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成16年 7月 7日 (第86回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成16年 9月 1日 (第87回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年10月 5日 (第88回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年11月10日 (第89回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年12月17日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年12月17日現在)

前委員

(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	平成16年9月30日退任